

福岡県幼児保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

新旧対照表

福岡県幼児保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例 平成二十六年福岡県条例第三十六号	改 正	現 行
<p>職員の数等) 第六条 略) 2～5 略)</p> <p>6 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。</p> <p>7 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>園舎及び園庭) 第七条 略) 2 略)</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所 以下この項及び次項並びに次条第九項において「保育室等」という。は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第七号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定による園舎を三階以上とする場合であつて、第十五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第七号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。</p> <p>4～7 略)</p> <p>園舎に備えるべき設備) 第八条 略) 2～7 略)</p> <p>8 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。</p> <p>9 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>児童福祉施設基準条例の準用) 第十五条 児童福祉施設基準条例第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条 第四項ただし書を除く。)、第十七条第二項、第十九条から第二十条の二まで、第四十四条第七号、第四十五条 後段を除く。)、第四十九条並びに第五十条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、「児童福祉施設」とあり、及び「保育所」とあるのは、「幼保連携型認定こども園」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>職員の数等) 第六条 略) 2～5 略)</p> <p>6 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p>新設)</p> <p>園舎及び園庭) 第七条 略) 2 略)</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所 以下この項及び次項並びに次条第八項において「保育室等」という。は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第七号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階以上とする場合であつて、第十五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第七号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。</p> <p>4～7 略)</p> <p>園舎に備えるべき設備) 第八条 略) 2～7 略)</p> <p>8 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、保育室等については、この限りでない。</p> <p>新設)</p> <p>児童福祉施設基準条例の準用) 第十五条 児童福祉施設基準条例第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条 第四項ただし書を除く。)、第十七条第二項、第十九条から第二十条の二まで、第四十四条第七号、第四十五条 後段を除く。)、第四十九条並びに第五十条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、「児童福祉施設」とあり、及び「保育所」とあるのは、「幼保連携型認定こども園」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	

改正

現

行

附則

附則

第四条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第六条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員、以下この条並びに附則第六条及び第八條において「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

第四条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第六条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員、以下この条並びに附則第六条及び第七條において「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

第五条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者、現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条及び附則第八條において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第五条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者、現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条及び附則第七條において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第六条 略

第六条 略

第七条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師、以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、「満

新設

一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第六条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第七条 前二条の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第八条 前二条の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

第八条 前三条の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

第八条 前二条の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

第九条・第十条 略

第八条・第九条 略